

富山県DV対策基本計画(第4次)の概要(現行計画との対照表)

項目	現行計画	改定案	備考
1 計画の性格と役割	<p>(1)DV防止法第2条の3の規定に基づく富山県の基本計画です。</p> <p>(2)富山県民男女共同参画計画との連携を図ります。</p> <p>(3)この計画の趣旨を踏まえ、市町村、関係機関、関係団体等の主体的な参画と、県と連携した積極的な取組みを期待するものです。</p> <p>(4)県民に対しては、計画の推進について理解と協力を期待するものです。</p>	<p>(1)(現行計画に同じ)</p> <p>(2)富山県民男女共同参画計画の他、子育て支援、人権、児童虐待、福祉、教育などの分野の計画との連携を図ります。</p> <p>(3)(現行計画に同じ)</p> <p>(4)(現行計画に同じ)</p>	<p>・県の福祉基本計画、県民福祉条例との連携や、少子化・子育て支援の計画との連携など、他の計画との連携も必要ではないか、という委員ご意見に対応。</p>
2 計画の期間	<p>平成28年度から32年度(5年間)</p> <p>ただし、基本方針が見直された場合又は新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直すこととしています。</p>	<p>令和3年度から7年度(5年間)</p> <p>ただし、基本方針が見直された場合又は新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直すこととしています。</p>	
3 計画の進行管理	<p>富山県DV対策連絡協議会において、策定後の情勢の変化を適切に把握しつつ、総合的かつ効果的な施策の推進に取り組みます。</p>	<p>(現行計画に同じ)</p>	
4 計画の目標	<p>男女が互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力のない社会の実現</p>	<p>(現行計画に同じ)</p>	
5 基本理念	<p>(1)DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること</p> <p>(2)被害者の人権や被害者本人の意思は尊重されるべきものであること</p> <p>(3)DVが行われている家庭の子どもや親族も被害者となること</p> <p>(4)DVの防止並びに被害者の適切な保護及び自立に向けた切れ目のない支援は国、県、市町村の責務であること</p> <p>(5)施策の推進にあたっては、国、県、市町村等の関係機関と民間団体等の連携・協働が不可欠であること</p>	<p>(1)(現行計画に同じ)</p> <p>(2)(現行計画に同じ)</p> <p>(3)被害者の子ども等も保護・支援の対象であること</p> <p>(4)(現行計画に同じ)</p> <p>(5)(現行計画に同じ)</p>	<p>・DV防止法の一部改正により、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれること等から保護・支援の対象であることを明確化。</p>
6 基本目標	<p>I 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進</p> <p>II 通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備</p> <p>III 安全な保護体制の構築</p> <p>IV 被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化</p> <p>V 関係機関の連携・協働による効果的な施策実施体制の整備</p>	<p>I 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進</p> <p>II 通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備</p> <p>III 安全な保護体制の構築</p> <p>IV 被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化</p> <p>V 関係機関の連携・協働による効果的な施策実施体制の整備</p>	